



イーデザイン損保
東京海上グループ

保険開始日が2021年4月1日以降のご契約に適用となります。

自動車保険のしおり・約款

自動車保険普通保険約款・特約条項

この「自動車保険のしおり・約款」には、ご契約上の大切なことがらが記載されておりますので、ご一読ください。ご契約者と補償の対象となる方が異なる場合は、ご契約者よりこの内容を補償の対象となる方にもご説明いただきますようお願い申し上げます。

イーデザイン損害保険株式会社

各種お問い合わせ先

【お申し込み手続きや商品などに関するお問い合わせ】

保険をご検討されている方（お申し込み手続き・商品に関するお問い合わせなど）

お客さまサポートセンター （新規のお客さま専用）	0120-098-035 （携帯電話もご利用いただけます）	受付時間 : 9:30~18:00 （年末年始を除く）
-----------------------------	----------------------------------	--------------------------------

ご契約者の方（更新手続き・ご契約内容変更に関するお問い合わせなど）

お客さまサポートセンター （ご契約者専用）	0120-098-040 （携帯電話もご利用いただけます）	受付時間 : 9:30~18:00 （年末年始を除く）
--------------------------	----------------------------------	--------------------------------

IP電話など、上記フリーダイヤルをご利用いただけない場合は 契約者ホームページの [Eメールによるお問い合わせ] をご利用ください。

【事故のご連絡】

事故受付センター	0120-097-045 （携帯電話もご利用いただけます）	受付時間 : 24時間365日
----------	----------------------------------	-----------------

IP電話など、上記フリーダイヤルをご利用いただけない場合は 03-5977-7057までご連絡ください（有料）。

（注）「IV 事故が起こった場合」をご参照ください。

【お車の故障などのご連絡】

ロードサービス	0120-049-095 （携帯電話もご利用いただけます）	受付時間 : 24時間365日
---------	----------------------------------	-----------------

IP電話など、上記フリーダイヤルをご利用いただけない場合は 03-6631-2433までご連絡ください（有料）。

（注）ロードサービスをご利用いただく場合は、事前に上記番号にご連絡いただくことが必要です。ご連絡がなく、ご自身で業者を手配された場合などは、無料サービスのご提供ができませんのでご注意ください。

【緊急医療相談、医療機関のご案内】

メディカルコールサービス	0120-073-097 （携帯電話もご利用いただけます）	受付時間 : 24時間365日
--------------	----------------------------------	-----------------

IP電話など、上記フリーダイヤルをご利用いただけない場合は 0422-70-1340までご連絡ください（有料）。

（注）緊急時以外の医療相談は9:00~21:00にご連絡ください。

【当社へのご意見・ご不満】

お客さま相談ダイヤル	0120-063-040 （携帯電話もご利用いただけます）	受付時間 : 平日10:00~18:00 （年末年始を除く）
------------	----------------------------------	-----------------------------------

【指定紛争解決機関のご利用】

当社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。当社との間で問題を解決できない場合には、日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。詳しくは、日本損害保険協会のホームページをご覧ください。（<https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/adr/>）

日本損害保険協会 そんぽADRセンター	ナビダイヤル（有料） 0570-022808 （IP電話からは03-4332-5241）	受付時間 : 平日9:15~17:00 （年末年始を除く）
------------------------	--	----------------------------------

目次

	ページ		ページ
I ご契約について	しおり 3	<別表Ⅲ>搭乗者傷害条項の医療保険金の支払額基準	約款 4 1
1. ご契約時にご確認いただきたい事項 (告知事項)	しおり 3	<別表Ⅳ>短期料率表	約款 4 1
2. ご契約後にご連絡いただきたい事項 (通知事項など)	しおり 4	<別表Ⅴ>自損事故傷害条項の 後遺障害等級別保険金支払額表	約款 4 1
3. ご契約の中断制度について	しおり 5	<別表Ⅵ>弁護士費用等補償条項の 弁護士費用保険金の上限額	約款 4 2
II 自動車保険の主な補償内容	しおり 7	<別 紙>人身傷害補償条項損害額基準	約款 4 3
1. 普通保険約款	しおり 7	付表Ⅰ 労働能力喪失率表	約款 4 8
2. 特約条項	しおり 8	付表Ⅱ ライブニッツ係数表	約款 4 9
3. 補償される運転者の範囲について	しおり 1 0	付表Ⅲ 年齢別平均給与額・ 全年齢平均給与額表 (平均月額)	約款 5 0
III ノンフリート等級別料率制度について	しおり 1 1	付表Ⅳ 年齢別就労可能年数 およびライブニッツ係数表	約款 5 1
1. 等級	しおり 1 1	付表Ⅴ 第 22 回生命表による平均余命	約款 5 3
2. 事故の種類	しおり 1 2	VII 特約条項	約款 5 4
3. 等級別の割増率 (等級別係数)	しおり 1 3	① 運転者家族限定特約	約款 5 4
4. 事故有係数適用期間	しおり 1 3	② 運転者夫婦限定特約	約款 5 4
5. 適用する等級別係数・事故有係数適用期間の例	しおり 1 4	③ 運転者本人限定特約	約款 5 5
IV 事故が起こった場合	しおり 1 5	④ ファミリーバイク特約	約款 5 5
V 約款をご覧いただくにあたって	約款 1	⑤ 対物超過修理費用補償特約	約款 5 6
VI 自動車保険普通保険約款	約款 2	⑥ 被害者救済費用等補償特約	約款 5 7
用語の定義	約款 2	⑦ 人身傷害の被保険自動車搭乗中のみ補償特約	約款 6 1
第 1 章 賠償責任保険	約款 3	⑧ 育児費用特約	約款 6 1
賠償責任条項	約款 3	⑨ 女性のお顔手術費用特約	約款 6 2
第 2 章 傷害保険	約款 7	⑩ 入院時諸費用特約	約款 6 3
第 1 節 人身傷害補償条項	約款 7	⑪ エコノミー車両保険 (車対車+A) 特約	約款 6 5
第 2 節 搭乗者傷害条項	約款 1 0	⑫ 車両盗難不担保特約	約款 6 6
第 3 節 自損事故傷害条項	約款 1 2	⑬ 車両新価保険特約	約款 6 6
第 4 節 無保険車事故傷害条項	約款 1 5	⑭ 車載身の回り品補償特約	約款 6 7
第 3 章 車両保険	約款 1 7	⑮ 車両全損時諸費用補償特約	約款 6 9
車両条項	約款 1 7	⑯ 事故時レンタカー費用特約 (修理期間実損払)	約款 7 0
第 4 章 他車運転危険補償保険	約款 2 1	⑰ 個人賠償責任補償特約	約款 7 1
他車運転危険補償条項	約款 2 1	目的別目次	
第 5 章 弁護士費用等補償保険	約款 2 2	◆ 補償の内容を確認したい	ページ
弁護士費用等補償条項	約款 2 2	・・・「II 自動車保険の主な補償内容」	しおり 7
第 6 章 運転者年齢条件に関する条項	約款 2 5	◆ 事故が起こった場合の手続きについて知りたい	
第 7 章 基本条項	約款 2 5	・・・「IV 事故が起こった場合」	しおり 1 5
第 8 章 基本条項の 2	約款 3 3	◆ 等級別の割引・割増制度について知りたい	
第 1 節 契約申込みと保険料払込に関する条項	約款 3 3	・・・「III ノンフリート等級別料率制度について」	しおり 1 1
I 保険契約の申込みと保険料払込に関する条項	約款 3 3	◆ 契約内容に変更が生じる場合や解約する場合の 手続きについて知りたい	
II クレジットカードによる保険料支払に関する条項	約款 3 4	・・・「I 2. ご契約後にご連絡いただきたい 事項 (通知事項など)」	しおり 4
III 追加保険料の払込猶予 (30日間) に関する条項	約款 3 4	◆ 契約の中断制度について知りたい	
第 2 節 家族の免許取得自動補償に関する条項	約款 3 5	・・・「I 3. ご契約の中断制度について」	しおり 5
第 3 節 更新契約の取扱いに関する条項	約款 3 5		
<別表Ⅰ>被保険自動車の入替ができる用途・車種区分表	約款 3 7		
<別表Ⅱ>後遺障害等級表	約款 3 8		

『自動車保険のしおり・約款』の構成・用語の定義

『自動車保険のしおり・約款』は、ご契約に関する重要な事項や主な補償内容などをまとめた【しおり】(目次Ⅰ～Ⅳ)、保険契約の内容を定めた【約款】(目次Ⅴ～Ⅶ)から構成されています。

【しおり】で使用する用語の定義は下記のとおりです。その他の用語の定義は約款などをご確認ください。

- 約款 : 普通保険約款・特約条項をいいます。
- 申込書等 : 申込書または当社 Web サイトの契約入力画面をいいます。
- 補償の対象となる方 : 約款上の「被保険者」をいいます。
- 主に運転される方 : 約款上の「記名被保険者」をいいます。
- 同居 : 同一家屋に居住している状態をいい、生計の同一性や扶養関係の有無または住民票記載の有無は問いません。(詳しくは当社 Web サイトに掲載している用語集をご確認ください。)
- 前契約 : 主に運転される方およびご契約のお車を同一とし、新たなご契約の保険開始日から過去 13 ヶ月以内に契約していた直近のご契約をいいます。ただし、他の自動車保険の前契約となっている契約を除きます。(主に運転される方が同居のご家族の場合やお車を入れ替えた場合など、前契約とみなすことがあります。詳しくは、お客さまサポートセンターまでお問い合わせください。)

他のお車の自動車保険 : セカンドカー割引を適用する場合の「他の自動車保険契約」をいいます。

(注) 「前契約」および「他のお車の自動車保険」の引受保険会社は、損害保険会社、JA共済、全労済、全自共、日火連(旧中小企業共済)のいずれかとなります。

I ご契約について

1. ご契約時にご確認いただきたい事項（告知事項）

ご契約者、主に運転される方およびお車の所有者には、危険に関する重要な事項のうち、当社が告知を求めたもの（告知事項）について、事実を告知する義務（告知義務）があります。

告知事項には申込書等に★または☆を付けていますので、ご契約時に正確に申告してください。これらの事項が事実と異なる場合には、ご契約が解除されたり、保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

【告知事項（★または☆）】

- 主に運転される方の住所、氏名、生年月日（年齢）、運転免許証の色
- ご契約のお車の登録番号、車台番号（※1）、型式、用途・車種、初度登録年月、所有者氏名、使用目的、主な使用地（都道府県）、前年走行距離
- 前契約（※2）の有無
- 前契約（※2）がある場合、以下の項目
引受保険会社名、証券番号、等級、保険開始日、保険終了日（満期日。解約・解除された場合は解約日・解除日。）、解約・解除された場合の本来の満期日（解約・解除前の満期日）、事故件数、事故有係数適用期間、解除歴、前契約の主に運転される方と今回のご契約の主に運転される方との関係、前契約のお車と今回のご契約のお車の同一性や用途・車種などの関係
- 他のお車の自動車保険がある場合、以下の項目
引受保険会社名、証券番号、等級、他のお車の主に運転される方と今回のご契約の主に運転される方との関係、他のお車の所有者または主に運転される方と今回のご契約のお車の所有者との関係、他のお車の用途・車種、他のお車の保険期間と今回のご契約の保険開始日との関係
- ご契約のお車が以下の項目にすべてあてはまること
 - ・今回ご契約されるお車を含め、所有かつ使用しており、自動車保険（共済を含みません。）に加入しているお車の台数が9台以下であること
 - ・原動機付自転車、二輪車、三輪車、レンタカー、バス、ダンプカー、砂利類運送用普通貨物車（※3）、けん引車（※4）に該当しないこと
 - ・型式不明車（※5）、改造車（※6）、並行輸入車（※7）に該当しないこと
 - ・業務として危険物（※8）を積載しないこと
 - ・レースやラリーなど、競技・曲技・試験に使用しないこと
 - ・保険期間が重複する他の自動車保険（共済を含みます。）に加入していないこと

※1 ご契約のお車の用途・車種が自家用普通乗用車、自家用小型乗用車、自家用軽四輪乗用車のいずれかであるご契約が対象です。

※2 中断証明書を適用したご契約の場合は、「中断証明書を発行した契約」をいいます。

※3 荷台の両側面および後面に「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」に基づく表示番号が表示されている普通貨物車（ダンプカーを除きます。）をいいます。

※4 車検証の「車体の形状」欄に「トラクタ」「ボンネット（トラクタ）」「キャブオーバ（トラクタ）」「バン（トラクタ）」「コンテナ専用車（トラクタ）」と記載されている貨物車をいいます。

※5 車検証の「型式」欄に「不明」「フメイ」「FUMEI」と記載されているお車をいいます。

※6 車検証の「型式」欄に「カイ」「改」と記載されているお車、用途・車種が変更されているお車、または違法改造車をいいます。

※7 車検証の型式の前後に「-（ハイフン）」があるお車などをいいます。

※8 「道路運送車両の保安基準」第1条に定める高圧ガス、火薬類もしくは危険物、「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示」第2条に定める可燃物、または「毒物及び劇物取締法」第2条に定める毒物もしくは劇物をいいます。

2. ご契約後にご連絡いただきたい事項（通知事項など）

ご契約者や補償の対象となる方には、告知事項のうち、当社が通知を求めたもの（通知事項）については、その内容に変更が生じたときに当社に遅滞なく通知する義務（通知義務）があります。

通知事項には申込書等に☆を付けていますので、内容の変更が生じた場合には、遅滞なく当社 Web サイトでお手続きいただくか、お客さまサポートセンターまでご連絡ください。お手続きやご連絡がない場合、ご契約が解除されたり、保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

【通知事項（☆）】

●ご契約のお車の登録番号、車台番号（※1）、型式、用途・車種、使用目的、主な使用地（都道府県）

●前契約（※2）がある場合、以下の項目

等級、保険終了日（満期日。解約・解除された場合は解約日・解除日。）、事故件数、事故有係数適用期間、解除歴

●他のお車の自動車保険がある場合、以下の項目

等級

※1 ご契約のお車の用途・車種が自家用普通乗用車、自家用小型乗用車、自家用軽四輪乗用車のいずれかであるご契約が対象です。

※2 中断証明書を適用したご契約の場合は、「中断証明書を発行した契約」をいいます。

また、通知事項に変更が生じ、当社にご連絡をいただいた場合でも、その事実の発生によって危険増加が生じ、当社のお取り扱いの範囲外となる場合には、ご契約を解除することがあります。

（例）ご契約のお車を改造して、用途・車種が自家用軽四輪乗用車から自家用小型乗用車となった場合など

◎ご契約内容の変更にあたっては、当社 Web サイトでお手続きいただくか、お客さまサポートセンターまでご連絡ください。

・ご契約者の住所などを変更する場合

・ご契約のお車を変更する場合

（ご契約のお車を新たに取得したお車に変更する場合や、ご契約のお車の廃車・譲渡などに伴い既に所有する別のお車に変更する場合）

・ご契約のお車を譲渡する（お車の所有者を変更する）場合

（ご契約のお車を譲渡された場合、このご契約に関する権利および義務は、自動的に譲受人に移りません。）

・主に運転される方を変更する場合

・運転者の範囲（運転者限定特約、運転者年齢条件）を変更する場合

（ご契約のお車を運転される方を追加する場合、運転される方の年齢や住所が変更になる場合などで、補償される運転者の範囲を変更する場合）

など

◎事故が発生した場合には、直ちに当社 Web サイトでお手続きいただくか、事故受付センターまでご連絡ください（補償の対象となる方に責任がない「もらい事故」の場合もご連絡ください。）。

❗ご注意

「IV 事故が起こった場合」をご参照ください。なお、正当な理由なく、事故発生の事実を遅滞なくご連絡いただけなかった場合には、それによって当社が被った損害額を差し引いて保険金をお支払いします。また、保険金請求権については時効があります。

◎ご契約を解約される場合には、当社 Web サイトでお手続きいただくか、お客さまサポートセンターまでご連絡ください。

❗ご注意

ご契約の解約に際しては、ご契約内容などに応じて払い戻し保険料をお支払いします。なお、解約の時期によっては払い戻し保険料がない場合もあります。

3. ご契約の中断制度について

次のような場合に、ご契約を一旦中断し、中断後の新たなご契約において、中断前に適用されていた等級などを引き継いで再開できる制度です（※1）（※2）。

- ・お車を廃車、譲渡、リース返還などの理由で手放す場合
- ・海外赴任や留学などで海外に渡航される場合

なお、ご契約の満期日（解約された場合は解約日）から5年以内にご連絡がない場合には、この制度を利用できませんのでご注意ください。また、この制度のご利用には、下記（1）（2）のとおり、その他一定の条件があります。

※1 中断前のご契約（以下「旧契約」といいます）に保険事故がある場合は、その件数に応じた等級などを適用します。

※2 等級などを継承する期間は10年間となります（旧契約の保険会社が当社以外である場合、当該保険会社が発行する中断証明書に記載された有効期限内である必要があります。ただし、その有効期限が10年超の場合は10年とします。）。中断事由別の中断期間は、下記（2）をご覧ください。

（1）中断証明書を発行できる条件

対象となるご契約の等級	次契約の等級が7～20等級になる契約	
中断証明書の発行期間	お申し出日が満期日（解約された場合は解約日）から5年以内	
中断事由	廃車 譲渡 返還	満期日（解約された場合は解約日）までにご契約のお車が廃車、譲渡、またはリース業者へ返還された場合
	盗難	満期日（解約された場合は解約日）までにご契約のお車が盗難された場合
	車両入替	複数のお車を所有している場合で、他のご契約のお車を廃車、譲渡、返還、盗難または一時抹消されたこととともない、満期日（解約された場合は解約日）までにご契約のお車を他のご契約に車両入替された場合
	一時抹消	満期日（解約された場合は解約日）までにご契約のお車を登録抹消（一時抹消）された場合
	車検切れ	満期日（解約された場合は解約日）までに車検証の有効期間が満了（車検切れ）となった場合
	海外渡航	ご契約者または主に運転される方が満期日（解約された場合は解約日）までに（※）海外へ渡航された場合。ただし、帰国日または再入国日の前に締結した最後のご契約である場合に限りです。

※満期日（解約された場合は解約日）から6ヶ月以内に海外へ渡航された場合を含みます。

①ご注意

中断証明書を発行できる条件は将来変更となる場合があります。中断証明書を発行する際のお手続きに必要な書類や詳しい内容につきましては、お客さまサポートセンターまでお問い合わせください。

(2) 中断証明書を適用し、ご契約を再開できる条件（下記の「ご注意」もご参照ください。）

	新契約の 保険開始日	発行時の中断事由						中断期間
		廃車 譲渡 返還	盗難	車両 入替	一時 抹消	車検 切れ	海外 渡航	
①お車を新たに取得 される場合	お車を新たに取得し た日から1年以内	○						旧契約の満期日 (解約された場 合は解約日) から 10年間(※3)
②お車を新たに取得 され、他のご契約の お車と車両入替され る場合(※1)	車両入替日から1年 以内							
③旧契約のお車を再 登録される場合	再登録後の車検証の 有効期間の初日から 1年以内	×		○		×		
④旧契約のお車につ いて再度、車検を受 ける場合	再度、車検を受けた後 の車検証の有効期間 の初日から1年以内		×			○	×	
⑤ご契約者または主 に運転される方が海 外から帰国または再 入国された場合(※ 2)	ご契約者または主に 運転される方の帰国 日または再入国日か ら1年以内			×			○	

※1 車両入替前の他のご契約のお車でご契約を再開する場合があります。

※2 出国日から新契約の保険開始日までの間に、1年を超える国内滞在がない場合に限りです。

※3 旧契約の保険会社が当社以外である場合、当該保険会社が発行する中断証明書に記載された有効期限内である必要があります。ただし、その有効期限が10年超の場合は10年とします。

⚠ ご注意

旧契約と新契約のご契約のお車の用途・車種や保険証券等記載の主に運転される方・お車の所有者が異なる場合には、中断証明書を適用できない場合があります。また、中断証明書を適用し、ご契約を再開できる条件は将来変更となる場合があります。中断証明書を適用する際のお手続きに必要な書類や詳しい内容につきましては、お客さまサポートセンターまでお問い合わせください。

II 自動車保険の主な補償内容

1. 普通保険約款

補償の名称	概要	保険金をお支払いできない主な場合
対人賠償責任保険	ご契約のお車の事故により、補償の対象となる方が相手方のお車に乗車中の方や歩行者などを死傷させ、法律上の賠償責任を負う場合に、自賠責保険などによって支払われるべき額を超える部分に対して保険金をお支払いします。	<ul style="list-style-type: none"> ・台風、洪水、高潮、地震、噴火、津波によって生じた損害 ・当社以外の方との約定によって、加重された賠償責任を負担することによって生じた損害 ・次にあてはまる方が死亡またはケガをされたことにより、補償の対象となる方が受けた損害 <ol style="list-style-type: none"> ① 主に運転される方 ② ご契約のお車を運転されていた方またはその父母、配偶者、子 ③ 補償の対象となる方の父母、配偶者または子 ④ 補償の対象となる方の業務に従事中の使用人
対物賠償責任保険	ご契約のお車の事故により、補償の対象となる方が相手方のお車や他人の財物に損害を与えたり、ご契約のお車が線路に立ち入り電車などを運行不能にしたりすることで法律上の賠償責任を負う場合に、保険金をお支払いします。	<ul style="list-style-type: none"> ・台風、洪水、高潮、地震、噴火、津波によって生じた損害 ・当社以外の方との約定によって、加重された賠償責任を負担することによって生じた損害 ・次にあてはまる方の所有・使用または管理する物に損害が生じたことによって、補償の対象となる方が受けた損害 <ol style="list-style-type: none"> ① 主に運転される方 ② ご契約のお車を運転されていた方またはその父母、配偶者、子 ③ 補償の対象となる方またはその父母、配偶者または子
人身傷害補償保険	自動車事故により、補償の対象となる方が死傷された場合に、過失の有無に関係なく、治療費や休業損害などの実際の損害額に対して保険金をお支払いします。	<ul style="list-style-type: none"> ・無免許運転、酒気帯び運転などによって生じた損害 ・地震、噴火、津波によって生じた損害 ・補償の対象となる方がその使用者の業務のためにご契約のお車以外のその使用者の所有する自動車を運転している場合に生じた損害 ・補償の対象となる方が、ご契約のお車以外であって、主に運転される方とそのご家族が所有または常時使用するお車に乗車しているときに生じた損害 ・ご契約のお車以外の自動車のうち、補償の対象となる方が二輪自動車または原動機付自転車に乗車しているときに生じた損害
搭乗者傷害保険	自動車事故により、ご契約のお車に乗車中の方（運転者を含みます。）が死傷された場合に、ご契約で定められた額を保険金としてお支払いします。	<ul style="list-style-type: none"> ・無免許運転、酒気帯び運転などによって生じた傷害 ・地震、噴火、津波によって生じた傷害
自損事故傷害保険	相手方のいない自損事故などにより、ご契約のお車の保有者・運転者または乗車中の方が死傷され、自賠責保険などの保険金が支払われない場合に、保険金をお支払いします。	<ul style="list-style-type: none"> ・無免許運転、酒気帯び運転などによって、その本人に生じた傷害 ・地震、噴火、津波によって生じた傷害
無保険車事故傷害保険	自動車事故により、補償の対象となる方が死亡された場合や後遺障害を負われた場合で、相手方のお車が不明、無保険であるなどの理由から十分な補償を受けられないときに、保険金をお支払いします。	<ul style="list-style-type: none"> ・無免許運転、酒気帯び運転などによって生じた損害 ・台風、洪水、高潮、地震、噴火、津波によって生じた損害 ・補償の対象となる方の父母、配偶者または子が賠償義務者または無保険自動車の運転者となった場合の損害
車両保険	偶然な事故により、ご契約のお車に損害が生じた場合に、修理費などを保険金としてお支払いします。	<ul style="list-style-type: none"> ・無免許運転、酒気帯び運転などによって生じた損害 ・地震、噴火、津波によって生じた損害 ・詐欺または横領によって生じた損害 ・ご契約のお車に存在する欠陥、摩滅、腐食、さび、その他の自然消耗によって生じた損害 ・故障による損害 ・パンクなどのタイヤのみに生じた損害（ご契約のお車の他の部分と同時に生じた損害や火災・盗難によって生じた損害は補償の対象となります。） ・ご契約のお車に定着されていない付属品の損害（ご契約のお車の他の部分と同時に生じた損害や火災によって生じた損害は補償の対象となります。）

補償の名称	概要	保険金をお支払いできない主な場合
他車運転危険補償保険	「借りたお車」を運転中の事故により、補償の対象となる方が法律上の賠償責任を負う場合などに、お客さまのお申し出に応じて、「借りたお車」の保険に優先してお客さまの保険から保険金をお支払いします。	対人賠償責任保険・対物賠償責任保険・自損事故傷害保険のそれぞれの「保険金をお支払いできない主な場合」に加え、以下の場合、保険金をお支払いできません。 <ul style="list-style-type: none"> ・無免許運転、酒気帯び運転などによって生じた「借りたお車」の車両損害 ・補償の対象となる方の使用者の業務のために、その使用者が所有する自動車を運転しているときの損害または傷害 ・補償の対象となる方が役員（理事、取締役など）となっている法人の所有する自動車を運転しているときの損害または傷害 ・「主に運転される方またはその配偶者」と別居している未婚の子が、自ら所有するお車または常時使用しているお車を運転しているときに生じた損害または傷害
弁護士費用等補償保険	自動車事故により、補償の対象となる方が死傷されたり、物を壊されたりした場合に、相手方へ損害賠償を請求するために必要となる弁護士費用や訴訟費用などに対して保険金をお支払いします。	・無免許運転、酒気帯び運転などによってその本人に生じた損害 ・地震、噴火、津波によって生じた損害 ・次のいずれかの方が賠償義務者となった場合の損害 ① 主に運転される方 ② 主に運転される方の配偶者 ③ 「主に運転される方またはその配偶者」と同居している親族 ④ 「主に運転される方またはその配偶者」と別居している未婚の子 ⑤ 補償の対象となる方の父母、配偶者、または子

2. 特約条項

補償の名称	概要	保険金をお支払いできない主な場合
運転者家族限定特約	補償される運転者を以下の方に限定します。 ① 主に運転される方 ② 主に運転される方の配偶者 ③ 「主に運転される方またはその配偶者」と同居している親族 ④ 「主に運転される方またはその配偶者」と別居している未婚の子	「3. 補償される運転者の範囲について」をご参照ください。
運転者夫婦限定特約	補償される運転者を以下の方に限定します。 ① 主に運転される方 ② 主に運転される方の配偶者	
運転者本人限定特約	補償される運転者を以下の方に限定します。 ① 主に運転される方	
ファミリーバイク特約	原動機付自転車を運転中の事故などにより、補償の対象となる方が法律上の賠償責任を負う場合や、原動機付自転車に乗車中の自損事故で死傷された場合などに、対人賠償責任保険・対物賠償責任保険・自損事故傷害保険などでお支払いの対象となる保険金をお支払いします。	対人賠償責任保険・対物賠償責任保険・自損事故傷害保険のそれぞれの「保険金をお支払いできない主な場合」に加え、以下の場合、保険金をお支払いできません。 <ul style="list-style-type: none"> ・補償の対象となる方が所有、使用または管理している原動機付自転車を、その補償の対象となる方の業務のために、使用人（その使用人が主に運転される方またはそのご家族のいずれかにあてはまる場合を除きます。）が運転している間に生じた賠償事故による損害 ・補償の対象となる方の使用者（その使用者が主に運転される方またはそのご家族のいずれかにあてはまる場合を除きます。）の所有する原動機付自転車を、その使用者の業務のために運転しているときの賠償事故による損害
対物超過修理費用補償特約	対物賠償責任保険のお支払い対象となる事故などにより、相手方のお車に時価額を超える修理費が発生した場合に、その超過額に補償の対象となる方の過失割合を乗じた額を保険金としてお支払いします。	対物賠償責任保険の「保険金をお支払いできない主な場合」と同じです。

補償の名称	概要	保険金をお支払いできない主な場合
被害者救済費用等補償特約	ご契約のお車の欠陥やハッキングなどを原因とする事故により、乗車中の方や歩行者などを死傷させ、または相手方のお車や他人の財物に損害を与え、補償の対象となる方が法律上の賠償責任を負わない場合に、保険金をお支払いします。ただし、欠陥やハッキングなどの事実がリコールや警察の捜査などの客観的な事実により確認できる場合に限りです。	<ul style="list-style-type: none"> ・台風、洪水、高潮、地震、噴火、津波によって生じた損害 ・次にあてはまる方が死亡またはケガをされたことにより、補償の対象となる方が受けた損害 <ul style="list-style-type: none"> ① 主に運転される方 ② ご契約のお車を運転されていた方またはその父母、配偶者、子 ③ 補償の対象となる方の父母、配偶者または子 ④ 補償の対象となる方の業務に従事中の使用人 ・次にあてはまる方の所有・使用または管理する物に損害が生じたことにより、補償の対象となる方が受けた損害 <ul style="list-style-type: none"> ① 主に運転される方 ② ご契約のお車を運転されていた方またはその父母、配偶者、子 ③ 補償の対象となる方またはその父母、配偶者または子
人身傷害の被保険自動車搭乗中のみ補償特約	人身傷害補償保険の補償範囲を、ご契約のお車に乗車中の事故のみに限定する特約です。	
育児費用特約	人身傷害補償保険のお支払い対象となる事故により、親権者となっている扶養者が死亡された場合や重度の後遺障害を負われた場合に、お子さまの育児費用として保険金をお支払いします。	人身傷害補償保険の「保険金をお支払いできない主な場合」と同じです。
女性のお顔手術費用特約	人身傷害補償保険のお支払い対象となる事故により、補償の対象となる女性が顔、頭、首にケガをされ、その治療のために約款に定める手術をされた場合に、保険金をお支払いします。	人身傷害補償保険の「保険金をお支払いできない主な場合」と同じです。
入院時諸費用特約	人身傷害補償保険のお支払い対象となる事故により、補償の対象となる方が事故発生の日からその日を含めて180日以内に死亡または3日以上入院された場合に、必要となる諸費用に対して保険金をお支払いします。	人身傷害補償保険の「保険金をお支払いできない主な場合」と同じです。
エコノミー車両保険（車対車+A）特約	車両保険の補償範囲を、お車との衝突（当て逃げや相手不明の場合を除きます。）などに限定する特約です。	
車両盗難不担保特約	車両保険のお支払い対象となる事故のうち、盗難による損害に対する保険金をお支払い対象外とする特約です。	
車両新価保険特約	車両保険のお支払い対象となる事故（盗難を除きます。）により、新車に大きな損害が生じ、改めて新車などに買い替えた場合に、実際にかかった再取得費用に対して保険金をお支払いします。	車両保険の「保険金をお支払いできない主な場合」に加え、以下の場合、保険金をお支払いできません。 <ul style="list-style-type: none"> ・ご契約のお車が盗まれたことによって生じた損害
車載身の回り品補償特約	車両保険のお支払い対象となる事故により、ご契約のお車の室内・トランクなどに積載された個人所有の身の回り品に損害が生じた場合に、保険金をお支払いします。	車両保険の「保険金をお支払いできない主な場合」に加え、以下の場合、保険金をお支払いできません。 <ul style="list-style-type: none"> ・車載身の回り品の欠陥、摩滅、腐食、さび、その他の自然消耗によって生じた損害 ・車載身の回り品の電氣的・機械的な故障損害 ・キャリアに固定されていた車載身の回り品が盗まれたことによる損害 ・車載身の回り品の紛失による損害 ・通貨、有価証券、印紙、切手、貴金属、宝石などへの損害

補償の名称	概要	保険金をお支払いできない主な場合
車両全損時諸費用補償特約	車両保険のお支払い対象となる事故により、ご契約のお車が全損となった場合に、廃車や買い替えにかかる諸費用として保険金をお支払いします。	車両保険の「保険金をお支払いできない主な場合」と同じです。
事故時レンタカー費用特約（修理期間実損払）	車両保険のお支払い対象となる事故により、ご契約のお車が修理などで使用できなくなった場合に、レンタカーを借り入れる費用に対して保険金をお支払いします。	車両保険の「保険金をお支払いできない主な場合」と同じです。
個人賠償責任補償特約	自動車事故以外の日常生活の事故により、補償の対象となる方が他人を死傷させる、他人の財物に損害を与える、線路に立ち入り電車などを運行不能にすることで法律上の賠償責任を負う場合に、保険金をお支払いします。	<ul style="list-style-type: none"> 地震、噴火、津波によって生じた損害 当社以外の方との約定によって、加重された賠償責任を負担することによって生じた損害 補償の対象となる方の、航空機、船舶・車両（ゴルフ場内におけるゴルフカートを除きます。）、銃器の所有、使用または管理に起因する賠償責任を負担することによって生じた損害 補償の対象となる方や、補償の対象となる方と同居している親族に対する賠償責任を負担することによって生じた損害 補償の対象となる方が他人から借りるなどして所有・使用または管理していた財物を損壊し、その貸主などに対する賠償責任を負担することによって生じた損害

3. 補償される運転者の範囲について

運転者限定特約の付帯、運転者年齢条件の設定により、補償される運転者の範囲が限定されます。範囲外の方が運転中の事故については保険金をお支払いできませんのでご注意ください。

(1) 運転者限定特約

運転者限定特約（運転者家族限定特約、運転者夫婦限定特約、運転者本人限定特約）を付帯した場合は、限定した方がお車を運転中の事故に限り、保険金をお支払いします。

(2) 運転者年齢条件

運転者年齢条件（「21歳以上補償」「26歳以上補償」「30歳以上補償」）を設定した場合は、運転者年齢条件を満たす方がお車を運転中の事故に限り、保険金をお支払いします。

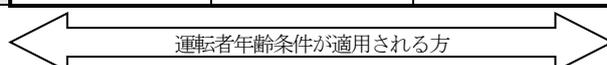
a～cの方のうち、ご契約のお車を運転される最も若い方の年齢に合わせてお選びいただけます。

- a. 主に運転される方
- b. 主に運転される方の配偶者
- c. 「主に運転される方またはその配偶者」と同居している親族

a～cの方の中で運転者年齢条件より若い方が運転された事故については、保険金をお支払いできませんのでご注意ください。なお、別居している未婚の子など、a～c以外の方が運転された場合は年齢を問わず補償します。

<補償される運転者の範囲>

運転者	a. 主に運転される方	b. 主に運転される方の配偶者	c. 「主に運転される方またはその配偶者」と同居している親族	「主に運転される方またはその配偶者」と別居している未婚の子	左記以外の親族、友人・知人など
運転者限定特約					
なし	○	○	○	◎	◎
運転者家族限定特約	○	○	○	◎	×
運転者夫婦限定特約	○	○	×	×	×
運転者本人限定特約	○	×	×	×	×



◎：運転者年齢条件にかかわらず（年齢を問わず）補償されます ○：運転者年齢条件の範囲内で補償されます ×：補償されません

Ⅲ ノンフリート等級別料率制度について

ノンフリート等級別料率制度は、ノンフリート契約（※）に適用する無事故割引・割増制度です。前契約の有無・事故件数などにより、次契約に適用する等級（1～20等級）と割増引率（等級別係数）が決定され、保険料が割引・割増されます。

※ノンフリート契約とは、所有かつ使用しており、自動車保険に加入しているお車の台数が9台以下のご契約者の契約のことをいいます。

1. 等級

（1）新たに自動車保険を契約する場合

運転者年齢条件に応じて、6等級（6A・6B・6C・6E）を適用し、一定の条件にあてはまる場合に、7等級（7A・7B・7C・7E）を適用します（セカンドカー割引）。

運転者年齢条件	6等級	7等級
年齢問わず補償	6A	7A
21歳以上補償	6B	7B
26歳以上補償	6C	7C
30歳以上補償	6E	7E

<7等級（セカンドカー割引）の適用条件>

2台目以降のお車の自動車保険を新たに契約する際、次のすべてにあてはまる場合に、7等級（7A・7B・7C・7E）を適用します。

- ① 新たなご契約の「主に運転される方」および「お車の所有者（※1）」が、他の自動車保険契約の「主に運転される方」および「お車の所有者」とそれぞれ同一（※2）であり、かつ、個人であること。
- ② 他の自動車保険契約の等級が11等級以上であること。
- ③ 他の自動車保険契約のお車の用途・車種が以下の自家用8車種であること。
 - ・自家用普通乗用車
 - ・自家用小型乗用車
 - ・自家用軽四輪乗用車
 - ・自家用普通貨物車（最大積載量0.5トン超2トン以下）
 - ・自家用普通貨物車（最大積載量0.5トン以下）
 - ・自家用小型貨物車
 - ・自家用軽四輪貨物車
 - ・特種用途自動車（キャンピング車）
- ④ 新たなご契約の保険開始日が、他の自動車保険契約の保険期間内にあること。

※1 「お車の所有者」とは、ご契約のお車の「持ち主」をいいます。ただし、ご契約のお車が所有権留保条項付売買契約により購入した車の場合は「購入した人」を、1年以上を期間とするリース契約により有償で借り入れた車の場合は「借りた人」を持ち主とみなします。

※2 新たなご契約と他の自動車保険契約の「主に運転される方」もしくは「お車の所有者」が異なる場合であっても、以下のいずれにもあてはまる場合は、同一とみなすことができます。

- ・新たなご契約の「主に運転される方」が、他の自動車保険契約の「主に運転される方の配偶者」、もしくは「主に運転される方またはその配偶者」と同居している親族である場合。
- ・新たなご契約の「お車の所有者」が、他の自動車保険契約の「主に運転される方」、「主に運転される方の配偶者」、もしくは「主に運転される方またはその配偶者」と同居している親族である場合。

(2) 自動車保険を更新する場合

前契約の事故件数・事故の種類などにより、次契約に適用する等級（1～20等級）が決定されます。

＜等級の決まり方＞（前契約の保険期間が1年の場合）

保険金をお支払いする事故の有無	次契約に適用する等級
事故なし（※）	現在の等級に「1」を加えた等級となります（20等級が上限）。
事故あり	現在の等級から3等級ダウン事故1件につき「3」、1等級ダウン事故1件につき「1」を引いた等級となります（1等級が下限）。

※ノーカウント事故のみが発生した場合を含みます。

2. 事故の種類

事故の種類ごとに、該当する事故の内容は次のとおりです。

(1) ノーカウント事故

「ノーカウント事故」とは、①～⑬のいずれかのみ事故、または①～⑬の組み合わせのみ事故をいいます。

「ノーカウント事故」の場合、等級・事故有係数適用期間の決定にあたり、事故件数には数えません。

- ① 対人臨時費用保険金のみにかかわる事故
- ② 人身傷害補償保険にかかわる事故
- ③ 搭乗者傷害保険にかかわる事故
- ④ 無保険車事故傷害保険にかかわる事故
- ⑤ 車両保険無過失事故の場合の特則（車両条項第12条）にかかわる事故
- ⑥ 弁護士費用等補償保険にかかわる事故
- ⑦ ファミリーバイク特約にかかわる事故
- ⑧ 被害者救済費用等補償特約にかかわる事故
- ⑨ 育英費用特約にかかわる事故
- ⑩ 女性のお顔手術費用特約にかかわる事故
- ⑪ 入院時諸費用特約にかかわる事故
- ⑫ 個人賠償責任補償特約にかかわる事故
- ⑬ 事故時レンタカー費用特約（修理期間実損払）にかかわる事故

(2) 1等級ダウン事故

「1等級ダウン事故」とは、①②いずれかの事故をいいます。

① 次のいずれかを原因として発生した「車両保険にかかわる事故」のみ事故

- ・火災・爆発・窓ガラス破損（※1）
- ・盗難
- ・騒じょうや労働争議に伴う暴力行為または破壊行為
- ・台風、つつ巻、洪水、高潮
- ・落書き、いたずら（※2）
- ・飛来中または落下中の他物との衝突
- ・上記のほか、偶然な事故（※1）

② ①と「ノーカウント事故」の組み合わせのみ事故

※1 他物との衝突・接触、転覆、墜落によるものを除きます。

※2 ご契約のお車の運行によるものおよび、他のお車（原動機付自転車を含みます。）との衝突、または接触によるものを除きます。

(3) 3等級ダウン事故

「3等級ダウン事故」とは、「1等級ダウン事故」・「ノーカウント事故」以外の事故のことをいいます。

3. 等級別の割増引率（等級別係数）

（1）新たに自動車保険を契約する場合

運転者年齢条件に応じた等級別係数を適用します。

（2）自動車保険を更新する場合

前契約の事故件数・事故の種類などにより、次契約に適用する等級別係数が決定されます。

等級別係数は7等級以上のご契約について「無事故係数」と「事故有係数」に区分され、同一等級では「事故有係数」のほうが「無事故係数」に比べて保険料が高くなります。

無事故係数	事故有係数適用期間が「0年」の場合
事故有係数	事故有係数適用期間が「1～6年」の場合

4. 事故有係数適用期間

「事故有係数」を適用する期間を「事故有係数適用期間」といいます。

（1）新たに自動車保険を契約する場合

事故有係数適用期間は「0年」となります。

（2）自動車保険を更新する場合

前契約の事故件数・事故の種類などにより、次契約に適用する事故有係数適用期間（0～6年）が決定されます。

<事故有係数適用期間の決まり方>（前契約の保険期間が1年の場合）

前契約の事故有係数適用期間が「0年」の場合

$$\begin{array}{c} \text{事故有係数} \\ \text{適用期間} \end{array} = \left(\begin{array}{c} \text{前契約の「3等級} \\ \text{ダウン事故」の件数} \end{array} \times \text{「3年」} \right) + \left(\begin{array}{c} \text{前契約の「1等級} \\ \text{ダウン事故」の件数} \end{array} \times \text{「1年」} \right)$$

前契約の事故有係数適用期間が「1～6年」の場合

$$\begin{array}{c} \text{事故有係数} \\ \text{適用期間} \end{array} = \left(\begin{array}{c} \text{前契約の事故有} \\ \text{係数適用期間} \end{array} - \text{「1年」} \right) + \left(\begin{array}{c} \text{前契約の「3等級} \\ \text{ダウン事故」の件数} \end{array} \times \text{「3年」} \right) + \left(\begin{array}{c} \text{前契約の「1等級} \\ \text{ダウン事故」の件数} \end{array} \times \text{「1年」} \right)$$

5. 適用する等級別係数・事故有係数適用期間の例

(保険期間が1年のご契約を更新して契約する場合)

〈例1〉20等級・事故有係数適用期間「0年」の現契約で「3等級ダウン事故」(☄)が1件発生した場合

	現契約	1年後	2年後	3年後	4年後
適用する「無事故係数」	20等級				20等級
適用する「事故有係数」		17等級	18等級	19等級	
事故有係数適用期間	0年	3年	2年	1年	0年

↑..... (3等級ダウン事故件数:1件×「3年」)+(1等級ダウン事故件数:0件×「1年」)

〈例2〉20等級・事故有係数適用期間「0年」の現契約で「3等級ダウン事故」(☄)と「1等級ダウン事故」(☄)が1件ずつ発生した場合

	現契約	1年後	2年後	3年後	4年後	5年後
適用する「無事故係数」	20等級					20等級
適用する「事故有係数」		16等級	17等級	18等級	19等級	
事故有係数適用期間	0年	4年	3年	2年	1年	0年

↑..... (3等級ダウン事故件数:1件×「3年」)+(1等級ダウン事故件数:1件×「1年」)

〈例3〉20等級・事故有係数適用期間「0年」の現契約で「3等級ダウン事故」(☄)が1件、1年後の契約で「3等級ダウン事故」(☄)が1件発生した場合

	現契約	1年後	2年後	3年後	4年後	5年後	6年後	7年後
適用する「無事故係数」	20等級							19等級
適用する「事故有係数」		17等級	14等級	15等級	16等級	17等級	18等級	
事故有係数適用期間	0年	3年	5年	4年	3年	2年	1年	0年

↑..... (前契約の事故有係数適用期間:「3年」-「1年」)+(3等級ダウン事故件数:1件×「3年」)
+(1等級ダウン事故件数:0件×「1年」)

⚠️ ご注意

前契約の保険期間が1年以外の場合などは、お取り扱いが異なる場合があります。

IV 事故が起こった場合

- ① ケガをされた方がいる場合は、応急処置のうえ、救急車を手配してください。
- ② 事故車を安全な場所へ移動してください。
- ③ 警察へ事故の届出をしてください。
- ④ 運転免許証などで相手方の氏名、住所、連絡先、車両の登録番号を確認してください。
- ⑤ 事故状況と目撃者の確認をしてください。
- ⑥ 事故受付センターまでお電話ください。

【事故のご連絡】

事故受付センター	0120-097-045 (携帯電話もご利用いただけます)	受付時間 : 24時間365日
----------	----------------------------------	-----------------

IP電話など、上記フリーダイヤルをご利用いただけない場合は 03-5977-7057までご連絡ください(有料)。

⓪ ご注意

- 事故現場での示談は、お客さまの不利益となる場合があるのでお控えください(示談されるときは、事前に必ず当社の承諾を得てください)。
- ご自分のお車を修理されるときは、事前に必ず当社の承諾を得てください。

<ご契約者さま向けサービス>

【お車の故障などのご連絡】

ロードサービス	0120-049-095 (携帯電話もご利用いただけます)	受付時間 : 24時間365日
---------	----------------------------------	-----------------

IP電話など、上記フリーダイヤルをご利用いただけない場合は 03-6631-2433までご連絡ください(有料)。

(注) ロードサービスをご利用いただく場合は、事前に上記番号にご連絡いただくことが必要です。ご連絡がなく、ご自身で業者を手配された場合などは無料サービスのご提供ができませんのでご注意ください。

【緊急医療相談、医療機関のご案内】

メディカルコールサービス	0120-073-097 (携帯電話もご利用いただけます)	受付時間 : 24時間365日
--------------	----------------------------------	-----------------

IP電話など、上記フリーダイヤルをご利用いただけない場合は 0422-70-1340までご連絡ください(有料)。

(注) 緊急時以外の医療相談は9:00~21:00にご連絡ください。